

# 農林水産省木材利用推進計画

—脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく計画—

令和3年6月に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)が改正され、同年10月に脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律として施行された。これに伴い、法第10条第1項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「基本方針」という。)が策定された。この基本方針は、その対象が従来の公共建築物から建築物一般に拡大されており、その中で、国は、公共建築物以外の建築物における木材利用に向けた取組を牽引し、都市等における木材利用の促進において、主導的な役割を果たすことが求められていることから、自ら整備する公共建築物において率先して木材の利用に努めることとされている。

木材利用の推進に取り組む対象は、以下のとおりとする。

- ①農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設
- ②農林水産省関係補助事業における建築物等の施設
- ③農林水産省関係公共土木工事における工作物及び施設
- ④農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品

## 木材の目標利用量

99m<sup>3</sup>/億円(令和3年度～令和7年度)



62m<sup>3</sup>/億円(令和4年度～令和7年度)

公共土木工事における具体的な目標は以下のとおり

設計図書(標準仕様書等)に合法木材等の使用を明記する。

部局	事業名	工作物及び施設の種類の	目 標
農村振興局	農業農村整備事業	柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標、治山ダム工、土留工、筋工、伏工、防風柵、水路工、階段工、歩道工、地盤改良用木杭等	(1)事業における木材の使用量を基準値と同水準 (2)左記の工作物及び施設のうち柵工、残存型柵、筋工、標識工、支線誘導標については、木製の割合100%
林野庁	森林整備事業 治山事業		
水産庁	水産基盤整備事業 海岸事業		

## 治山工事 事例



残存型柵工(0.12m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)  
治山ダムの水表側に  
丸太残存型柵を施工



丸太筋工(0.2m<sup>3</sup>/m)  
山腹斜面の雨水の分散と  
地表侵食の防止のため施工

## 林道工事 事例



木製柵工(0.07m<sup>3</sup>/m)  
盛土のり尻に木製柵  
土留工を施工



木柵工(0.2m<sup>3</sup>/m)  
盛土のり尻に転石等の  
流出防止のため施工